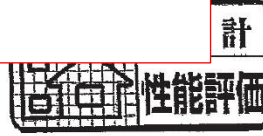


設計住宅性能評価書（見本）  
※1ページ目も必ず提出して  
ください。



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

# 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

一建設株式会社 代表取締役 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正令和4年11月7日国土交通省告示第1108号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

( なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、  
時間経過による変化がないことを保証するものではありません。 )

記

建築主 様  
設計者 様  
住宅の名称  
住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	令和6年1月16日	評価書交付番号	様
登録住宅性能評価機関名	様		
機関登録番号	関東地方整備局長	第 13 号	様
評価員氏名	様		

一 必須項目 (住棟) 一

項目		結果
実施の有無		
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
		地域の区分 [ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ ⑥ ・ 7 ・ 8 ]
		外皮平均熱貫流率 [ - W/(㎡・K) 冷房期の平均日射熱取得率 [ - ]
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		⑤ 熱損失等のより大きな削減のための対策 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度) が講じられている
		4 熱損失等の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度) が講じられている
	■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域の区分 [ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ ⑥ ・ 7 ・ 8 ]
		⑥ 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策が講じられている
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [ M/㎡・年 ]
		5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第10条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている
		1 その他

一 選択項目 (住棟) 一

実施の有無		結果	
6. 構造の安全性に関すること	■ 2-1 断熱等性能等級	② 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍) の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
		1 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるもの) の1.6倍) に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) に対して損傷を生じない程度	
	■ 1-6 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	2 屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ	
		1 極めて稀に (500年に一度程度) 発生する積雪による力 (建築基準法施行令第86条に定めるもの) の1.4倍) の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する積雪による力 (同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度	
	■ 該当区域以外	2-1 感知警報装置設置等級 (居住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の感知のしやすさ
			4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
			3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
			2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	■ 2-4 脱出対策 (火災時)	2-4 脱出対策 (火災時)	通常歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策
			<input type="checkbox"/> 直通階段に直接通ずるバルコニー <input type="checkbox"/> 隣戸に通ずるバルコニー <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> その他 [ ]
	■ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
			3 火炎を遮る時間が60分相当以上
			2 火炎を遮る時間が20分相当以上
	■ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等 (開口部以外) に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
4 火熱を遮る時間が60分相当以上			
3 火熱を遮る時間が45分相当以上			

①断熱等性能等級

②一次エネルギー消費量等級

こちらがわかるページを添付してください。